# 平成十五年度における地方財政法第三十三条の五の四の額の算定に関する省令 （平成十五年総務省令第六十七号）

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の四に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める方法によって算定した額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

###### 一

都道府県

###### 二

市町村及び特別区

# 附　則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。